

# 総括原価算定に基づいた 料金算定結果

小川町 上下水道課

令和5年10月25日  
第3回審議会

# 目次

- |                   |         |
|-------------------|---------|
| 1 本審議会の目的         | P 2     |
| 2 振り返り            | P 3-11  |
| 3 第2回審議会の課題及び検討結果 | P 12-19 |
| 4 参考資料            | P 20-22 |

# 1 本審議会の目的

## 1 本日の審議会の確認事項は、次の通りです。

	確認事項
1	第2回審議会で確認した事項と課題を再確認すること
2	13mmおよび20mmの基本料金を値上げした場合の算定結果について確認すること
3	小川町の状況を考慮した新料金体系を確認すること

## 2 振り返り(前回確認した事項について)

### 1 新料金体系の設定方針

	確認事項
新料金体系の 設定方針	令和6年度中に21%(供給単価ベース)程度の値上げとなる料金改定を実施。
	用途別料金体系から口径別(能力別)料金体系へ移行。
	基本水量制(10m <sup>3</sup> /月)は維持。

## 2 振り返り(料金改定について)

水道事業の経営の安定化を図るための料金改定の検討

### 【財源目標】

約10年間の経営安定化を図り、収支において黒字を維持すること。

### 【財政シミュレーションの結果】

令和6年中に約21%程度の料金改定が必要。



使用量が少ない世帯の改定率に著しく変化が生じないように改定案を作成。

約21%程度の改定率で進めることを確認。

## 2 振り返り（料金体系の検討について）

### 料金体系の検討『用途別料金体系から口径別(能力別)料金体系への移行の検討』

#### 1 料金体系の概要について

##### (1) 料金制

- 一部料金制: 定額料金または従量料金のいずれかを採用した料金制度
- 二部料金制: 基本料金と従量料金を組み合わせた料金制度

##### (2) 基本料金

- 用途別: 使用用途に基づく料金設定
- 口径別: 口径の大小に基づく料金設定

##### (3) 従量料金

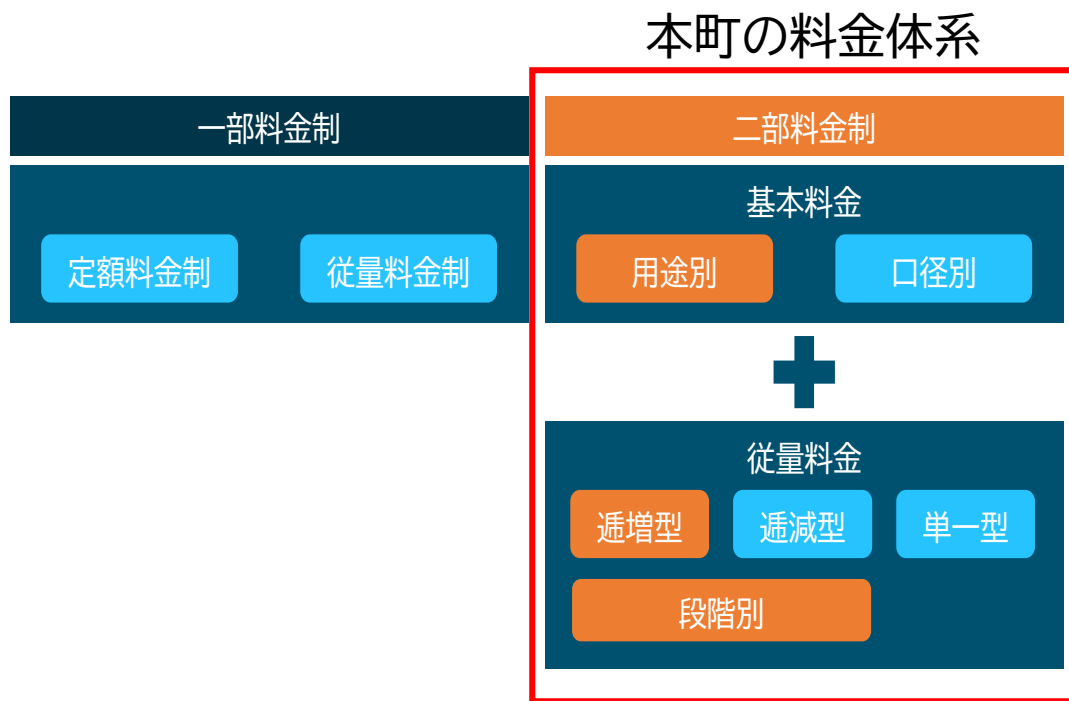
- 逦増型: 使用水量が増加するに連れ1m<sup>3</sup>当たりの料金単価が上がる制度
- 逦減型: 使用水量が増加するに連れ1m<sup>3</sup>当たりの料金単価が下がる制度
- 単一型: 使用水量の多寡に関わらず1m<sup>3</sup>当たりの料金単価を均一とした制度



# 2 振り返り（料金体系の検討について）

## 2 小川町の現行料金体系について

二部料金制、用途別料金体系、逦増型段階別従量料金を採用



用途ごとに  
料金設定

用途	基本料金(円/月,税抜)		超過料金(円/1㎡当たり,税抜)	
	基本水量	料金	超過水量	料金
家事用	10㎡まで	1,000	10㎡を超え20㎡まで	120
			20㎡を超え30㎡まで	135
			30㎡を超え50㎡まで	150
			50㎡を超えるもの	170
営業用 会社用 官公署 学校 病院	10㎡まで	1,400	10㎡を超え20㎡まで	150
			20㎡を超え30㎡まで	170
			30㎡を超え50㎡まで	190
			50㎡を超え100㎡まで	205
			100㎡を超え200㎡まで	230
200㎡を超えるもの	260			
公衆浴場 プール用	100㎡まで	9,600	100㎡を超えるもの	130
娯楽用 臨時用	10㎡まで	2,300	10㎡を超え50㎡まで	240
			50㎡を超え100㎡まで	255
			100㎡を超え200㎡まで	275
			200㎡を超えるもの	295

安い  
↓  
逦増型  
段階別  
高い

## 2 振り返り（料金体系の検討について）

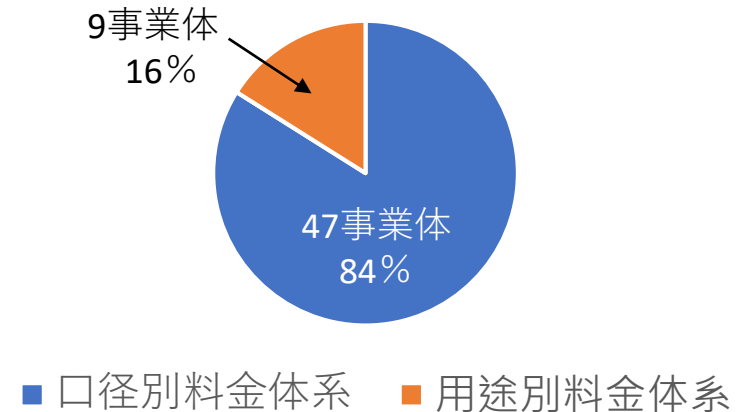
### 3 埼玉県内の料金体系について

県内の84%が口径別料金体系を採用

口径別料金体系採用事業体					
1	さいたま市	17	戸田市	33	越生町
2	川越市	18	入間市	34	滑川町
3	熊谷市	19	朝霞市	35	嵐山町
4	川口市	20	志木市	36	川島町
5	行田市	21	和光市	37	吉見町
6	所沢市	22	新座市	38	鳩山町
7	飯能市	23	久喜市	39	ときがわ町
8	加須市	24	八潮市	40	上里町
9	本庄市	25	富士見市	41	美里町
10	東松山市	26	幸手市	42	寄居町
11	春日部市	27	日高市	43	宮代町
12	狭山市	28	ふじみ野市	44	杉戸町
13	鴻巣市	29	白岡市	45	越谷松伏水道企業団
14	深谷市	30	伊奈町	46	坂戸鶴ヶ島水道企業団
15	上尾市	31	三芳町	47	秩父広域市町村圏組合
16	草加市	32	毛呂山町		

用途別料金体系採用事業体			
1	羽生市	6	小川町
2	蕨市	7	東秩父村
3	三郷市	8	神川町
4	蓮田市	9	桶川北本水道企業団
5	吉川市		

県内料金体系割合



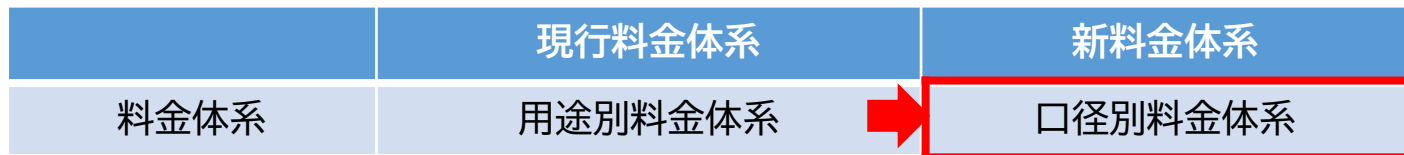
出典:水道料金表(令和4年4月1日現在)



## 2 振り返り（料金体系の検討について）

### 4 新料金体系の検討

本町における料金体系についても、今回の料金改定を機に口径別料金体系への変更を検討。



現行料金表(円、税抜、1ヵ月)

用途	基本料金(円/月,税抜)		超過料金(円/1m <sup>3</sup> あたり,税抜)		メーター使用料金	
	基本水量	料金	超過水量	料金	口径	料金
家事用	10m <sup>3</sup> まで	1,000	10m <sup>3</sup> を超え20m <sup>3</sup> まで	120	13mm	60
			20m <sup>3</sup> を超え30m <sup>3</sup> まで	135	20mm	110
			30m <sup>3</sup> を超え50m <sup>3</sup> まで	150	25mm	120
			50m <sup>3</sup> を超えるもの	170	30mm	200
営業用 会社用 官公署 学校 病院	10m <sup>3</sup> まで	1,400	10m <sup>3</sup> を超え20m <sup>3</sup> まで	150	40mm	230
			20m <sup>3</sup> を超え30m <sup>3</sup> まで	170	50mm	900
			30m <sup>3</sup> を超え50m <sup>3</sup> まで	190	75mm	1,200
			50m <sup>3</sup> を超え100m <sup>3</sup> まで	205	100mm	1,500
			100m <sup>3</sup> を超え200m <sup>3</sup> まで	230		
200m <sup>3</sup> を超えるもの	260					
公衆浴場 プール用	100m <sup>3</sup> まで	9,600	100m <sup>3</sup> を超えるもの	130		
娯楽用 臨時用	10m <sup>3</sup> まで	2,300	10m <sup>3</sup> を超え50m <sup>3</sup> まで	240		
			50m <sup>3</sup> を超え100m <sup>3</sup> まで	255		
			100m <sup>3</sup> を超え200m <sup>3</sup> まで	275		
			200m <sup>3</sup> を超えるもの	295		

口径料金表(円、税抜、1ヵ月)

使用者区分	基本料金	超過料金(円/1m <sup>3</sup> あたり)	
		超過水量区分	単価
13mm		~10m <sup>3</sup>	
20mm		11~20m <sup>3</sup>	
25mm		21~30m <sup>3</sup>	
30mm		31~50m <sup>3</sup>	
40mm		51~100m <sup>3</sup>	
50mm		101~200m <sup>3</sup>	
75mm		201m <sup>3</sup> ~	
100mm		臨時用	
公衆浴場用		~100m <sup>3</sup>	
		101m <sup>3</sup> ~	

口径別料金体系へ移行する方向で確認

## 2 振り返り（基本水量の検討について）

### 基本水量のあり方の検討『基本水量制廃止又は継続等について検討』

#### 1 基本水量制について

##### 【基本水量制とは】

基本水量制とは、「公衆衛生の向上、生活環境の改善」という観点から、基本料金に一定の水量を付与し、すべての町民・使用者に対して最低限の生活用水を平等に確保するとともに、料金の低減化を図るために導入されたもの。

##### 【小川町の状況】

現在は、10m<sup>3</sup>/月を基本水量として扱っている。  
※公衆浴場、プール用は100m<sup>3</sup>/月を設定。

用途	基本料金(円/月,税抜)		超過料金(円/1m <sup>3</sup> 当たり,税抜)		メーター使用料金	
	基本水量	料金	超過水量	料金	口径	料金
家事用	10m <sup>3</sup> まで	1,000	10m <sup>3</sup> を超え20m <sup>3</sup> まで	120	13mm	60
			20m <sup>3</sup> を超え30m <sup>3</sup> まで	135	20mm	110
			30m <sup>3</sup> を超え50m <sup>3</sup> まで	150	25mm	120
			50m <sup>3</sup> を超えるもの	170	30mm	200
営業用 会社用 官公署 学校 病院	10m <sup>3</sup> まで	1,400	10m <sup>3</sup> を超え20m <sup>3</sup> まで	150	40mm	230
			20m <sup>3</sup> を超え30m <sup>3</sup> まで	170	50mm	900
			30m <sup>3</sup> を超え50m <sup>3</sup> まで	190	75mm	1,200
			50m <sup>3</sup> を超え100m <sup>3</sup> まで	205	100mm	1,500
			100m <sup>3</sup> を超え200m <sup>3</sup> まで	230		
200m <sup>3</sup> を超えるもの	260					
公衆浴場 プール用	100m <sup>3</sup> まで	9,600	100m <sup>3</sup> を超えるもの	130		
娯楽用 臨時用	10m <sup>3</sup> まで	2,300	10m <sup>3</sup> を超え50m <sup>3</sup> まで	240		
			50m <sup>3</sup> を超え100m <sup>3</sup> まで	255		
			100m <sup>3</sup> を超え200m <sup>3</sup> まで	275		
			200m <sup>3</sup> を超えるもの	295		

# 2 振り返り（基本水量の検討について）

## 2 埼玉県内の基本水量について

県内の63%が基本水量を設定

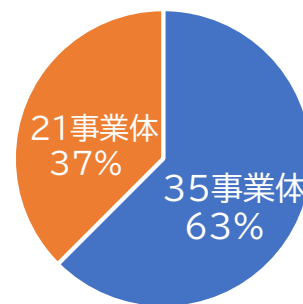
【基本水量を採用している事業体及び基本水量】

NO	事業体	基本水量	NO	事業体	基本水量
1	さいたま市	8m <sup>3</sup>	16	蓮田市	10m <sup>3</sup>
2	熊谷市	10m <sup>3</sup>	17	吉川市	10m <sup>3</sup>
3	川口市	10m <sup>3</sup>	18	白岡市	8m <sup>3</sup>
4	行田市	6m <sup>3</sup>	19	伊奈町	10m <sup>3</sup>
5	本庄市	10m <sup>3</sup>	20	三芳町	10m <sup>3</sup>
6	東松山市	10m <sup>3</sup>	21	越生町	10m <sup>3</sup>
7	春日部市	8m <sup>3</sup>	22	滑川町	10m <sup>3</sup>
8	羽生市	10m <sup>3</sup>	23	嵐山町	5m <sup>3</sup>
9	鴻巣市	8m <sup>3</sup>	21	小川町	10m <sup>3</sup>
10	草加市	10m <sup>3</sup>	25	川島町	10m <sup>3</sup>
11	蕨市	10m <sup>3</sup>	26	吉見町	10m <sup>3</sup>
12	和光市	10m <sup>3</sup>	27	鳩山町	10m <sup>3</sup>
13	八潮市	8m <sup>3</sup>	28	ときがわ町	5m <sup>3</sup>
14	富士見市	10m <sup>3</sup>	29	神川町	10m <sup>3</sup>
15	三郷市	10m <sup>3</sup>	30	上里町	10m <sup>3</sup>

【基本水量を廃止している事業体】

NO	事業体	NO	事業体
1	川越市	7	上尾市
2	所沢市	8	戸田市
3	飯能市	9	入間市
4	加須市	10	朝霞市
5	狭山市	11	志木市
6	深谷市	12	新座市
		13	久喜市
		14	幸手市
		15	日高市
		16	ふじみ野市
		17	毛呂山町
		18	美里町
		19	桶川北本水道企業団
		20	坂戸鶴ヶ島水道企業団
		21	秩父広域市町村圏組合

県内の基本水量の状況



■ 基本水量あり ■ 基本水量なし

## 2 振り返り（基本水量の検討について）

### 3 基本水量制の問題点や今後の方向性で考慮すべき点について

#### 【基本水量制の問題点】

- ・節水しても基本水量内では料金が定額であり、不公平感がある。
- ・生活形態の多様化等により、使用水量が基本水量よりも少ない水道使用者が増えている。

#### 【今後の方向性で考慮すべき点】

- ・社会環境や経済動向による使用水量の変動に、影響を受けにくい料金体系の構築が必要。

### 4 基本水量を変更することへの影響

#### 【基本水量を減少することの影響】

- ・基本水量を廃止した場合の料金算定結果によると、口径の区分ごとに改定率に大きな差が生じてしまう結果となる。（第2回審議会資料のパターン2・パターン4は各区分において改定率に凸凹が生じてしまった）
- ・基本水量の減少（廃止）することにより、使用水量の少ない使用者における料金の激変を招く可能性が生じる。
- ・基本水量を廃止（変更）することにより、小口径の基本料金を減額する必要が生じる。その結果、大口徑を使用している層への負担が大きくなることが想定される。



現状維持（基本水量10m<sup>3</sup>あり）の方向で確認

### 3 第2回審議会の課題及び検討結果(基本料金調整結果について)

#### 1 第2回審議会の課題

事業者の料金改定率について

第2回審議会 課題	13mmと比較し、25mm以上の基本料金改定率が高く、 事業者への負荷が高くなっているのでは。
--------------	--

#### 2 検討パターン

第2回審議会で提示した算定結果の「課題」を解決するために、以下2パターンを比較、検討します。

検討パターン	パターン概要
パターン1	第2回審議会で提示したパターン3 小川町の状況を考慮して算出した料金、基本水量制維持
パターン2	第2回審議会で提示したパターン3をベースとし、 13mm、20mmの基本料金を値上げし、25mm以上を値下げとする

### 3 第2回審議会の課題及び検討結果(基本料金調整結果について)

#### 2 パターン2の調整方針について

13mm・20mmの基本料金を値上げすることにより、25mm以上の基本料金を下げ、料金改定における負担を軽減するために以下の方針で料金調整を行います。

##### 【基本料金の調整について】

→13mmおよび20mmの料金を**+10円値上げ**とします。

→その他の口径については、必要な基本料金収益を満たすよう料金調整を行います。

##### 【超過料金について】

→本調整方針では、第2回審議会で提示した料金とし、調整は行わないこととします。

# 3 第2回審議会の課題及び検討結果(基本料金調整結果について)

## 3 料金調整結果

### 小川町の状況を考慮して算出した料金

パターン1(小川町の状況考慮・基本水量継続)

(税抜、1ヶ月)

使用者区分	基本料金	超過料金(円/1m <sup>3</sup> 当たり)	
		超過水量区分	単価
13mm	1,280	~10m <sup>3</sup>	0
20mm	1,340	11~20m <sup>3</sup>	145
25mm	1,550	21~30m <sup>3</sup>	165
30mm	2,400	31~50m <sup>3</sup>	190
40mm	4,400	51~100m <sup>3</sup>	230
50mm	7,000	101~200m <sup>3</sup>	280
75mm	16,000	201m <sup>3</sup> ~	320
100mm	28,000	臨時用	350
公衆浴場用	12,700	~100m <sup>3</sup>	0
		101m <sup>3</sup> ~	180

パターン2(小川町の状況及び中・大口径考慮・基本水量継続)

(税抜、1ヶ月)

使用者区分	基本料金	超過料金(円/1m <sup>3</sup> 当たり)	
		超過水量区分	単価
13mm	1,290	~10m <sup>3</sup>	0
20mm	1,350	11~20m <sup>3</sup>	145
25mm	1,500	21~30m <sup>3</sup>	165
30mm	2,100	31~50m <sup>3</sup>	190
40mm	4,000	51~100m <sup>3</sup>	235
50mm	5,500	101~200m <sup>3</sup>	280
75mm	11,000	201m <sup>3</sup> ~	320
100mm	19,000	臨時用	350
公衆浴場用	12,700	~100m <sup>3</sup>	0
		101m <sup>3</sup> ~	170

### 基本料金算定結果

使用者区分	基本料金		
	①パターン1	②パターン2	差異②-①
13mm	1,280	1,290	10
20mm	1,340	1,350	10
25mm	1,550	1,500	-50
30mm	2,400	2,100	-300
40mm	4,400	4,000	-400
50mm	7,000	5,500	-1,500
75mm	16,000	11,000	-5,000
100mm	28,000	19,000	-9,000
公衆浴場用	12,700	12,700	0

#### 【調整結果】

パターン2では13、20mmの料金を上げたことで、25mm以上の料金が下がる結果となりました。

# 3 第2回審議会の課題及び検討結果(基本料金調整結果について)

## 4 現行料金との比較

小川町の状況を考慮した調整結果

<家事用>

■1カ月に10m<sup>3</sup>使用した場合の使用料比較

口径	使用料金(税抜、円)			改定率	
	現行料金	パターン1	パターン2	パターン1	パターン2
13mm	1,060	1,280	1,290	20.8%	21.7%
20mm	1,110	1,340	1,350	20.7%	21.6%
25mm	1,120	1,550	1,500	38.4%	33.9%

■1カ月に20m<sup>3</sup>使用した場合の使用料比較

口径	使用料金(税抜、円)			改定率	
	現行料金	パターン1	パターン2	パターン1	パターン2
13mm	2,260	2,730	2,740	20.8%	21.2%
20mm	2,310	2,790	2,800	20.8%	21.2%
25mm	2,320	3,000	2,950	29.3%	27.2%

### 【調整結果】

13mm:パターン1の方が改定率が小さい。  
20mm:パターン1の方が改定率が小さい。  
25mm:パターン2の方が改定率が小さい。



家事用では使用件数の多い13mm及び20mm(家事用の99.4%)の料金について、パターン1の方が改定率が小さい。



# 3 第2回審議会の課題及び検討結果(基本料金調整結果について)

## 5 現行料金との比較

小川町の状況を考慮した調整結果

<営業用>

■1か月に200㎡使用した場合の使用料比較

口径	使用料金(税抜、円)			改定率	
	現行料金	パターン1	パターン2	パターン1	パターン2
40mm	41,880	50,800	50,400	21.3%	20.9%
75mm	42,850	62,400	57,400	45.6%	34.5%
100mm	43,150	74,400	65,400	72.4%	51.6%

■1か月に1000㎡使用した場合の使用料比較

口径	使用料金(税抜、円)			改定率	
	現行料金	パターン1	パターン2	パターン1	パターン2
40mm	249,880	306,800	306,400	22.8%	22.7%
75mm	250,850	318,400	313,400	26.9%	25.0%
100mm	251,150	330,400	321,400	31.6%	28.1%

■1か月に5000㎡使用した場合の使用料比較

口径	使用料金(税抜、円)				
	現行料金	パターン1	パターン2	パターン1	パターン2
40mm	1,289,880	1,586,800	1,586,400	23.0%	23.0%
75mm	1,290,850	1,598,400	1,593,400	23.8%	23.5%
100mm	1,291,150	1,610,400	1,601,400	24.7%	24.0%

### 【調整結果】

40mm:パターン2の方が改定率が小さい又は同率。  
 75mm:パターン2の方が改定率が小さい。  
 100mm:パターン2の方が改定率が小さい。



営業用では、全体的にパターン2の方が改定率が小さい。

### 3 第2回審議会の課題及び検討結果(給水収益の確認)

#### 1 給水収益割合の比較

- ・ 現行料金および新料金体系で得られる「家事用」及び「家事用以外」の給水収益割合を比較しました。(R4年度調定データを用いて各パターンでの想定給水収益算出結果を基に収益割合を算出しました。)

<調定データ(R4)及び給水収益比較>

用途	調定件数	調定水量	給水収益		
			現行料金体系	パターン1	パターン2
家事用	92.9%	82.5%	68.8%	69.4%	69.6%
家事用以外	7.1%	17.5%	31.2%	30.6%	30.4%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

#### 【比較結果】

- ・ 現行料金の収益割合と比較すると、パターン1,2ともに「**家事用**」の割合が大きくなります。
- ・ パターン2は「家事用」で使用件数の多い13mm、20mmの基本料金を10円上乗せしたことにより、「家事用」の収益割合がパターン1よりも高くなります。

# 3 第2回審議会の課題及び検討結果(給水収益の確認)

## 2 給水収益割合の比較

- 現行料金および新料金体系で得られる「家事用」及び「家事用以外」の給水収益割合を比較しました。  
(R4年度調定データを用いて各パターンでの想定給水収益算出結果を基に収益割合を算出しました)

<基本料金、超過料金比較>

用途	基本料金収益			超過料金収益		
	現行料金	パターン1	パターン2	現行料金	パターン1	パターン2
家事用	90.4%	90.2%	91.0%	61.7%	62.6%	62.6%
家事用以外	9.6%	9.8%	9.0%	38.3%	37.4%	37.4%

基本料金算定結果

使用者区分	基本料金		
	①パターン1	②パターン2	差異②-①
13mm	1,280	1,290	10
20mm	1,340	1,350	10
25mm	1,550	1,500	-50
30mm	2,400	2,100	-300
40mm	4,400	4,000	-400
50mm	7,000	5,500	-1,500
75mm	16,000	11,000	-5,000
100mm	28,000	19,000	-9,000
公衆浴場用	12,700	12,700	0

**【比較結果】**

- パターン1は、25mm以上の料金がパターン2よりも高いため、「家事用以外」の基本料金収益割合がパターン2よりも高くなります。

# 3 第2回審議会の課題及び検討結果(まとめ)

## 1 今回のポイント

- 第2回審議会の料金改定案(パターン3)では事業者の負担が大きいのではないかと。
  - パターン1(第2回審議会のパターン3)から、口径13mm及び20mmの基本料金をさらに10円ずつ上昇させた場合のパターン2について検討を行いました。
  - ・パターン2は、パターン1と比べて営業用等の改定率が全体的に小さくなりました。
  - R4の調定データを基に、料金改定前後で水道料金の収益割合の変化を確認しました。
  - ・パターン1及びパターン2について、現行の料金体系よりも**家事用からの収益割合が大きくなる**見通しとなりました。

**パターン1**

- 水道事業の収益割合の高い口径13mm、20mmの使用者の改定率を抑えることができる。

**パターン2**

- 営業用等の改定率が全体的に抑えることができるが、口径13mm、20mmの使用者に負担が大きくなる。

**パターン1**(小川町の状況考慮・基本水量継続)

(税抜、1ヶ月)

使用者区分	基本料金	超過料金(円/1m <sup>3</sup> 当たり)	
		超過水量区分	単価
13mm	1,280	~10m <sup>3</sup>	0
20mm	1,340	11~20m <sup>3</sup>	145
25mm	1,550	21~30m <sup>3</sup>	165
30mm	2,400	31~50m <sup>3</sup>	190
40mm	4,400	51~100m <sup>3</sup>	230
50mm	7,000	101~200m <sup>3</sup>	280
75mm	16,000	201m <sup>3</sup> ~	320
100mm	28,000	臨時用	350
公衆浴場用	12,700	~100m <sup>3</sup>	0
		101m <sup>3</sup> ~	180

**パターン2**(小川町の状況及び中・大口径考慮・基本水量継続)

(税抜、1ヶ月)

使用者区分	基本料金	超過料金(円/1m <sup>3</sup> 当たり)	
		超過水量区分	単価
13mm	1,290	~10m <sup>3</sup>	0
20mm	1,350	11~20m <sup>3</sup>	145
25mm	1,500	21~30m <sup>3</sup>	165
30mm	2,100	31~50m <sup>3</sup>	190
40mm	4,000	51~100m <sup>3</sup>	235
50mm	5,500	101~200m <sup>3</sup>	280
75mm	11,000	201m <sup>3</sup> ~	320
100mm	19,000	臨時用	350
公衆浴場用	12,700	~100m <sup>3</sup>	0
		101m <sup>3</sup> ~	170

# 4 参考資料

## 1 水道料金比較(県内)

13mmで20m<sup>3</sup>/1ヶ月使用した場合(円、税込)

	団体名	水道料金
1	ときがわ町	4,147
2	越生町	3,465
3	秩父広域市町村圏組合	3,388
4	さいたま市	3,289
5	桶川北本水道企業団	3,223
6	蓮田市	3,206
7	神川町	3,190
8	熊谷市	3,135
9	行田市	3,069
10	鴻巣市	3,058
11	小川町 (パターン2)	3,014
11	小川町 (パターン1)	3,003
11	宮代町	3,003
12	寄居町	2,986
13	久喜市	2,981
14	上尾市	2,970
14	伊奈町	2,970
16	加須市	2,860
17	川口市	2,849

	団体名	水道料金
18	深谷市	2,838
19	杉戸町	2,805
19	越谷・松伏水道企業団	2,805
21	白岡市	2,783
22	春日部市	2,684
23	幸手市	2,640
24	毛呂山町	2,593
25	美里町	2,567
26	上里町	2,541
27	八潮市	2,530
28	坂戸、鶴ヶ島水道企業団	2,508
29	小川町 (現行料金)	2,486
30	草加市	2,475
30	蕨市	2,475
30	吉川市	2,475
33	羽生市	2,420
33	入間市	2,420
35	吉見町	2,365
36	滑川町	2,310

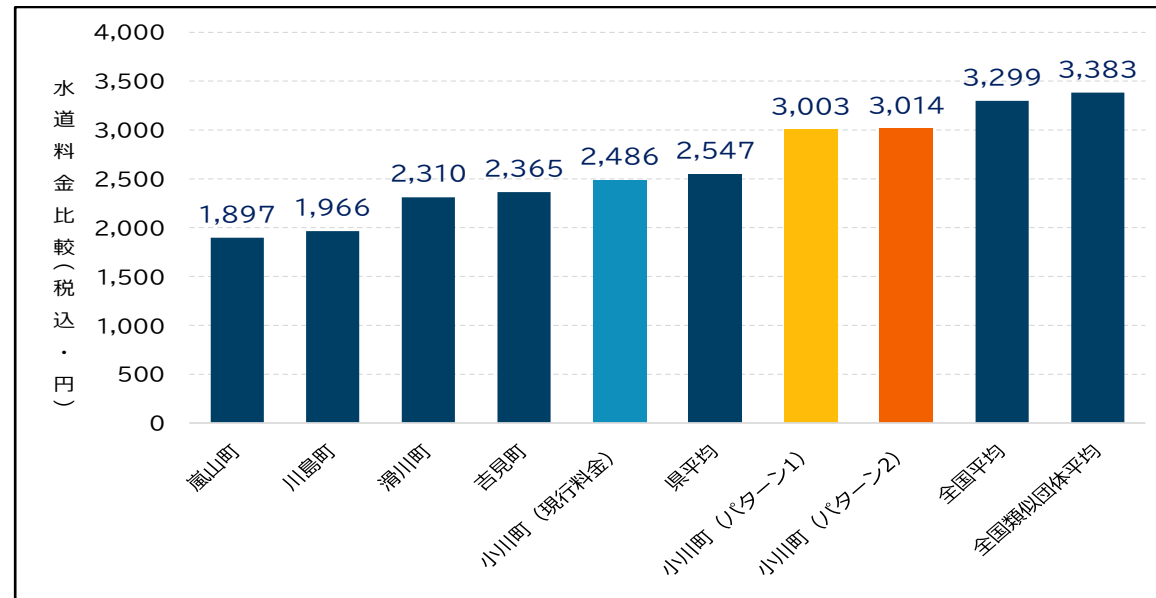
	団体名	水道料金
37	志木市	2,288
37	鳩山町	2,288
39	朝霞市	2,255
39	飯能市	2,255
39	狭山市	2,255
39	富士見市	2,255
43	日高市	2,200
44	三芳町	2,172
45	川越市	2,145
45	新座市	2,145
45	三郷市	2,145
48	所沢市	2,134
49	川島町	1,966
50	ふじみ野市	1,933
51	東松山市	1,925
52	本庄市	1,903
53	嵐山町	1,897
54	和光市	1,830
55	戸田市	1,749

使用データ:R5年度現在 簡易水道の東秩父村は除く

# 4 参考資料

## 2 水道料金比較(県内および全国)

【13mmで20m<sup>3</sup>/1ヶ月 使用した場合】



- ・県内類似団体: 嵐山町、川島町、滑川町、吉見町
- ・類似団体 : 給水人口1.5万人以上3万人未満

・パターン1、パターン2は県内類似団体、県平均よりも高い水準ですが、全国平均、全国類似団体平均よりも低い水準となっています。

## 4 参考資料

### 3 給水収益の確認

- 新料金体系と将来の調定件数と調定水量の予測結果から、料金収入が総括原価を満足できるか確認を行いました。

#### <パターン1>

項目	単位	2024	2025	2026	2027	2028	計	収益割合
		R6	R7	R8	R9	R10		
給水収益	円	538,607,046	531,399,128	523,295,959	516,849,653	507,898,210	2,618,049,998	100.0%
基本料金計	円	212,989,300	210,500,340	207,077,720	204,464,460	200,985,460	1,036,017,280	39.6%
従量料金計	円	325,617,746	320,898,788	316,218,239	312,385,193	306,912,750	1,582,032,718	60.4%
供給単価	円/m <sup>3</sup>	176.5	176.7	176.6	176.5	176.6		
R4年度供給単価	円/m <sup>3</sup>	145.8	145.8	145.8	145.8	145.8		
改定率	%	21.1%	21.2%	21.2%	21.1%	21.2%		

#### <パターン2>

項目	単位	2024	2025	2026	2027	2028	計	収益割合
		R6	R7	R8	R9	R10		
給水収益	円	538,806,338	531,597,927	523,479,121	517,050,739	508,095,023	2,619,029,148	100.0%
基本料金計	円	212,929,380	210,443,780	207,009,240	204,416,940	200,938,180	1,035,737,520	39.5%
従量料金計	円	325,876,958	321,154,147	316,469,881	312,633,799	307,156,843	1,583,291,628	60.5%
供給単価	円/m <sup>3</sup>	176.6	176.7	176.6	176.6	176.6		
R4年度供給単価	円/m <sup>3</sup>	145.8	145.8	145.8	145.8	145.8		
改定率	%	21.2%	21.2%	21.2%	21.2%	21.2%		

どちらのパターンも総括原価26.15億円を満たしています。